

学校施設開放（屋内）の再開について

〔報告事項〕

屋内の学校施設開放について、学校・運営委員会・使用団体への説明会を経たうえで、12月から再開する。

- 1 使用再開期日
令和 2 年 12 月 1 日
- 2 再開場所
小・中学校の体育館、武道場（その他の屋内施設については保留）
- 3 使用再開条件
 - (1) 使用団体を対象に説明会を開催し、使用に関する注意事項確認書に署名して市教育委員会に提出した団体に限り、使用申込を受け付ける。
 - (2) 使用団体は、最終使用時間区分において、施設開放管理員立ち合いのもとで使用箇所の消毒を行う。
 - (3) 使用条件に反する使い方をする団体については、使用不承認とする。
 - (4) 新規団体登録は不可とする。